

「福岡商工会議所ニュース誌面広告」利用に関する同意書

(目的・対象・内容)

1. 本サービスは、福岡商工会議所（以下「甲」という）の会員企業であり本サービスの申込者（以下「乙」という）の販路拡大及び発展に資する事を目的とする。よって、甲の会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する「福岡商工会議所ニュース」に乙の販売促進等を目的とする広告を掲載するので、掲載する広告等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
 - 1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
 - 2) 公序良俗に反する恐れがないこと。
 - 3) 法令に違反しないこと。また法令違反を誘発する恐れがないこと。
 - 4) 虚偽、誤認を生じさせる恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) マルチ商法、無限連鎖講等、及びそれらに類する内容でないこと。
 - 7) 投機性がないと判断されること。
 - 8) 閲覧者に不快感を与える内容でないこと。
 - 9) その他、当該サービスの運用上、甲が不適当と認める内容でないこと。

(申込)

3. 本サービスは、申込先着順とする。なお申込は甲所定の申込用紙による書面送付で行なわれる。

(事前審査)

4. 広告等の内容について、甲は事前審査を行なう。審査の結果、本同意に反すると判断した場合、過去に乙の広告利用に対し利用者等からのクレーム等が頻発している場合、その他の理由により不適当と認められる場合、甲は乙の利用を断ることができる。
5. セミナー・講演会の開催、書籍の出版等の場合、甲は乙に対し、使用するレジュメ、書籍の目次等の提出を求めることができる。

(入稿)

6. 掲載する広告について、乙は、甲の定める期日迄に完全版下で入稿を行う。

(責任)

7. 広告の内容に関する責任は、全て乙に帰属する。また、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について、甲は一切の責任を負わない。

(支払)

8. 封入料金は甲が別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封したニュース発刊月の翌々月末日迄に支払いを完了すること。
9. 下記に定める場合、乙は甲に対し、利用料金の100%を支払わなければならない。
 - 1) 乙が、申込後に、利用のキャンセル、利用月の変更を行った場合。
 - 2) 乙が、申込後に本同意を遵守せず、本サービスの全部または一部を利用できなかった場合。

福岡商工会議所 会頭 殿

上記の事項について、全て同意の上、本サービスの利用を申し込みます。 年 月 日

・貴社名 印

・住所

(担当者部署名： 担当者氏名：)

【本件に関するお問い合わせ】

福岡商工会議所 総合企画部 企画広報グループ TEL 092-441-1112/FAX 092-474-3200

※御記入頂きました個人情報、お預かりした資料につきましては、本サービスの遂行に必要な範囲でのみ使用いたします。